令和８年度　社会福祉法人笠間市社会福祉協議会事業計画

基本方針

近年、福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少の影響を受け、大きく変化しています。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加など家族形態の変容により、家庭内の見守りや介護機能は弱まり、さらに地域におけるつながりの希薄化が進む中で、地域への関心や支え合いの力も低下しつつあります。

その結果、生活困窮、孤独・孤立、消費者被害など、社会的孤立を背景とする生活課題が顕在化しており、地域全体で支え合う体制の構築がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、本会は基本理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会」「みんなでつくる福祉のまち」の実現を目指し、地域福祉を推進する中核的団体としての役割を果たしてまいります。住民、自治会、民生委員・児童委員、関係機関・団体との連携・協働を一層強化し、地域生活課題の早期発見と解決に取り組みます。あわせて、持続可能で安定した地域福祉活動の推進に向け、各種事業の充実と効果的な展開を図るとともに、社協が合併して２０周年の節目を迎え、更なる法人運営の基盤強化及び職員の資質向上に努め、信頼される組織運営を推進します。

基本目標

１．支えあう輪づくり
～みんなで支えあう地域共生社会の推進～

関係機関や地域住民との連携・協力のもと、身近な生活圏域での住民主体の福祉活動をより一層強化するとともに、地域の各種団体との共同の取り組みを広げ、地域におけるネットワークや支えあいの体制づくりに取り組みます。

２．ふれあう人づくり
～ふれあいの心を育むボランティア活動の推進～

子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域福祉活動に理解と関心を持ち、人と人とのつながりを大切にする意識、こころのふれあいの充実が図れるようボランティア活動の支援や啓発を強化します。

３．安心する地域づくり
～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、関係機関と連携し適

切な対応ができる相談支援体制づくりや、地域から孤立することなく安心して暮らすための福祉サービスを提供し、地域生活を推進します。

４．安定した基盤づくり
～社協組織体制の強化～

組織体制の強化と職員の資質向上を図るとともに、多くの住民から信頼される市社協を目指し、行政とのパートナーシップで地域福祉を推進します。

また、災害時の対応について平常時から訓練を実施し、地域住民とともに助けあえる体制づくりに努めます。

事業実施計画

１．法人運営事業

（１）理事会・評議員会の開催及び監査の実施

（２）正副会長会議の開催

（３）部会、委員会等の開催

・広報委員会の開催

・虐待防止及び身体拘束適性化検討委員会

・法人後見運営委員会

（４）社協会員（法人・特別・一般）の加入推進

（５）善意銀行事業の推進

・寄付者の意思に基づいた活用

・預託金の有効活用

（６）連絡調整及び支援協力の充実

・実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整

・県社協、県内市町村社協、支部地区社協等との連絡調整

（７）各種会議、研修会の実施及び参加

・役職員等対象研修会等への参加

・職員の資質向上のため研修会等への参加

・福祉サービスに関する苦情への適切な対応

（８）指定管理業務等の適正管理

・地域福祉センターともべＡ館・Ｂ館の経営

・地域福祉センターいわまの経営

（９）事務局体制の充実・強化

・人材育成のための研修会への参加

・災害ボランティアセンター運営訓練の実施

（10）福祉人材育成
・実習生要請等の受入れ
・ボランティア活動の支援
・お役に立ち隊の人材確保と支援
（11）社会福祉大会の開催（隔年）
・第 11 回笠間市社会福祉大会の開催（合併 20 周年記念福祉大会）

２．地域福祉推進事業
（１）小地域福祉活動の推進
・日常生活圏を基礎に地域住民の顔が見える小地域での福祉活動を推進
・地域共生社会の実現に向けた地域懇談会や研修会の実施
・支部地区社協運営連絡会との連携
・支部地区社協未設置地域への設置推進
・ふれあいサロン事業の啓発と支援強化
・地域での支え合い活動の推進
（２）福祉教育の推進
・福祉教育講座等の開催と支援
① 夏休みわくわく体験の開催（小学生対象及び中高大学生対象）
② 市内小中高校へ福祉体験学習の協力支援
・福祉教育に関わる人材の育成や支援
①市内小中高校の先生を対象とした研修会の開催
②大人の福祉体験教室の開催
③市民からの福祉川柳の募集
・教育機関との連携
①ボランティア活動普及事業協力校 （市内３６ヶ所）
（３）子育て応援事業
・子育て世帯へ応援や事業を展開し、世代を超えたつながりづくりの推進
①笑育（わらいく）講座
②フードパントリー事業
③子ども食堂の支援（拡充）
④子育てママ・パパの応援講座
（４）ボランティアセンターの運営
・ボランティア情報の収集と発信
・ボランティア活動のコーディネート（相談、登録、調整など）
・ボランティア活動の普及啓発を図るための講座の開催
・ボランティアの活動の育成支援
①ボランティア活動への支援
②ボランティア連絡協議会への助成と育成支援

③企業等社会貢献活動の推進

・ボランティア保険加入手続きの推進

（５）配食サービス事業

・７５歳以上のひとり暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施

配食：笠間地区―月４回、友部地区―月６回、岩間地区―月４～５回

（６）広報啓発活動の推進

・広報誌「かさま社協だより」の発行(年３回)（合併 20 周年記念号発行）

・ホームページによる広報啓発

（７）相談（心配ごと相談・法律相談）事業

・心配ごと相談所の運営

① 相談員による生活上の様々な悩みごとに応じ、助言、援助を行う

1）相談日 各支所月２回　第２、４火－笠間支所、第２、４水－本所、第１、３木－岩間支所

2）相談員向け研修会の実施

・法律相談所の運営

①弁護士による相談

1）相談日　月３回　第１金―本所、第２金－岩間支所、第３金－笠間支所

（８）法人後見受任事業

・認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の財産管理、さまざまな契約など日常生活を法律的に支援

（９）資金等貸付事業

・生活福祉資金貸付事業（県社協）

①低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進を図る

②特例貸付フォローアップ支援

・新型コロナウイルスの影響による生活困窮者に、緊急小口資金、総合支援資金等の借受人への訪問等によるアウトリーチの実施

・小口資金貸付事業（市社協）

①緊急的に生計の維持が困難になった者に生活状況に応じた援助を行い、生活の立て直しと自立更生を図る。また、滞納者に対する回収を強化し貸付資金を確保

(10) 介護予防・生活支援サービス事業

・いきいき通所事業（通所型）

①閉じこもり予防・認知症予防・生きがいづくり支援の通所事業の実施

②各種ボランティアとの連携

・ふれあいサポート事業（訪問型）

①要支援者及び介護予防対象者に対し、身体介護を含まない生活支援を行い

安心して日常生活を過ごすことができるよう支援

（11）就労継続支援Ｂ型事業

・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援

主たる事業所：地域福祉センターともべ内

障がい者福祉センターともべ「たけのこ」

従たる事業所：地域福祉センターいわま内

障がい者福祉センターいわま「あおぞら」

・新たな利用者の獲得を図るとともに、健全な事業所運営に努める

（12）指定特定相談支援事業

・サービス利用計画作成及びモニタリング実施

（13）ひきこもりサポート事業

・ひきこもりがちな方や家族を対象に社会参加を促す居場所づくり、ひきこもりサロン「さんぽみち」を実施

（14）福祉用具の貸出

・車イス、リフト付車両等の貸出し

（15）福祉バスの管理・運営

・福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進

（16）赤い羽根共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施

・茨城県共同募金会笠間市共同募金委員会の運営

①募金事業の実施

1）児童から高齢者福祉事業まで配分

2）各種ボランティア講座の開催

3）福祉団体への助成等

4）赤い羽根共同募金ポスターの募集

②歳末たすけあい事業の実施

1）歳末援護金の支給

2）小地域活動の支援

（17）フードバンク活動

・食の支援を行うフードバンク茨城、ファミリーマートと連携、食品収集箱「きずなＢＯＸ」「ファミマドライブ」の回収協力

３．受託事業

（１）かさま安心サポート事業

・相談やアセスメントを通じた必要な支援の把握

・必要なサービス・諸制度へのつなぎ及び紹介

・対象者と締結する事務委任契約に基づく身寄りない高齢者に対する直接支援(見守り支援、入院時における身元保証機能の提供及び入院により本人が実行できない必要不可欠な生活上の支援並びに死後の処遇に関する支援)等の提供

・上記を含む包括的総合相談

（２）地域包括支援センター窓口（ブランチ）業務

・介護及び介護予防に関する相談対応や地域包括支援センターへの引き継ぎ
・要援護状態になる高齢者等の実態把握
・支援の必要な高齢者等を早期に把握し、地域包括支援センターとの連携や対応
・地域包括支援センターからの依頼に基づく高齢者宅への訪問
・ケースごとの必要なサービスの抽出、提供の検討
・介護予防に関する地域活動および啓発活動の支援
・地域包括ケアシステムネットワーク会議への参加

（３）在宅福祉サービスセンター事業

・高齢者や障がい者、子育て世帯などが日常生活で困っていることを軽減するため、地域住民の支え合いとして、会員の参加と協力により家事援助や移送サービス、子育てサポートの支援

（４）日常生活自立支援事業

・利用者の権利を守り、在宅で自立した生活を送れるよう支援
・専門員、支援員の体制強化
・関係機関（市、病院、施設等）との連携
・資質向上を図る各種研修会に参加
・制度の普及・啓発活動

（５）生活困窮者自立相談支援事業

・就労、家計、住まいなど複合的課題を抱える生活困窮者に対し、社会資源を活用し関係機関と連携した相談支援体制の強化
・就労支援及び就労準備支援
　①一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を支援
・住居確保給付
　① 就職活動を支えるため家賃費用の給付
・家計改善支援
　① 家計の状況を「みえる化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す支援
・居住支援事業（一時生活支援事業）
　①住居をもたない方へ、一定期間の衣食住等の日常生活に必要な支援

（６）手話奉仕員養成研修事業（Ｒ７年度～Ｒ８年度）

・手話表現技術を習得し、手話が必要な方とのコミュニケーションを円滑に行うことができる手話奉仕員を養成

（７）生活支援体制整備事業

・日常生活圏域（笠間、友部、岩間）において地域の課題や担い手の発掘、情報共有などを図る話し合う場「協議体」の設置を目指す
・ふれあいサロン設置地区の拡充及び既存サロンの支援強化
・ひとり暮らし高齢者等が、生活上の支援が必要な状態になっても地域で安心し

て暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを推進

（８）障害者等移動支援事業

・障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に必要な移動支援

４．介護保険事業、障害福祉サービス事業

サービス提供の継続

・限りある資源（人員・資金）の集中と選択により、介護保険サービス並びに障害福祉サービス提供を継続していく

・事業継続のための事業計画表（ロードマップ）を作成し、内部要因及び外部要因の評価/分析を行い、適宜、計画表を修正していく